

東大阪市内における建築物の高さ制限一覧

用途地域	高さの 限度	道路斜線制限	隣地斜線制限	北側斜線制限	日影規制(大阪府建築基準法施行条例第69条の規定による)						
					制限を受ける建築物	平均地盤 面からの 高さ	指定容積率	敷地境界線からの水平 距離が5mを超え、10 m以内の範囲における 日影時間	敷地境界線からの水平 距離が10mを超える 範囲における日影時間	法別表第4(に)欄 の号	
第一種低層住居 専用地域	10m	1:1.25	—————	5m+1:1.25	軒の高さ7mを超え、又 は地階を除く階数3以 上の建築物	1.5m	150%	5時間	3時間	(3)	
							100%	4時間	2.5時間	(2)	
第一種中高層住居 専用地域	—		20m+1:1.25	—	高さが10mを超える 建築物	4m	200%	4時間	2.5時間	(2)	
第二種中高層住居 専用地域					高さが10mを超える 建築物	4m	200%	5時間	3時間	(2)	
第一種住居地域											
第二種住居地域											
準住居地域			1:1.5	31m+1:2.5	—	—————					
近隣商業地域											
商業地域											
準工業地域											
工業地域											
工業専用地域											
無指定地域	1:1.25	20m+1:1.25	—	高さが10mを超える 建築物	4m	200%	4時間	2.5時間	(2)		

(備考)

- ・日影規制における日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間で、生じさせてはいけない日影時間の下限値をいう。
- ・日影規制の対象でない区域にある高さが10mを超える建築物で、冬至日において対象区域の土地に日影を生じさせるものは、日影規制の対象となる。
(法第56条の2第4項)
- ・第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の、指定容積率が300%の区域は、日影規制の対象ではない。
- ・東大阪市内は高度地区の指定は無い。